

検査制度の見直しに係る詳細な検討事項と進め方

検査制度の見直しに関する詳細について、以下の事項について順次検討を進める。

1. 検討事項及びスケジュールについて

(1) 当面検討すべき項目

検査制度の見直しに関する検討チームは、平成 28 年内を目途に、以下の検討項目について必要な情報を整理し、詳細な運用について方向性をまとめる。

- a. 新たに事業者には義務付ける検査等に係る規制要求事項の整理・明確化
- b. 規制機関による確認時期の設定と確認方法の明確化
- c. 監視・評価の対象範囲
- d. 監視・評価の実施に係るプロセス、基準の明確化
- e. 規制判断に係るプロセス・基準の明確化

(2) その後検討していく項目

検査制度の見直しに関する検討チームは、上述した検討項目に加え以下の検討項目について、検討状況を踏まえつつ、適時、検討を開始。

- a. 検査手数料等の設定の考え方
- b. リスク情報の活用と事業者の安全確保の実績の反映の仕組み
- c. 制度の体系・運用の継続的改善のあり方

(3) 規則、運用ガイド等への反映

原子力規制庁は、(1) 及び (2) の各々の検討結果について、規則や運用ガイド、マニュアル等の各種の文書の体系として整理を行い、新たな制度の本格施行に先立つ試運用にて問題点を抽出し、継続的に精査、修正を行う。

2. 詳細検討の進め方について

各検討項目については、本検討チームの下に規制機関及び被規制者の実務担当からなるワーキンググループ (WG) を設置し、その場で詳細な検討を行うこととする。

WG での検討結果については、本検討チームの事務局で整理し、適時、検討チーム会合においてその内容について検討を行う。

なお、WG は検討項目ごとに設けるのではなく、項目に応じて WG に参加することが適切な人選を行い、詳細検討を進めることとする。

具体的には、以下のような構成で検討を進める。

【WG の体制】

(1) 規制機関

a. 制度改正審議室

山田室長 (WG 座長)

金子統括調整官 (事務局統括)

検査見直しチームメンバー

検討する事項に応じ、以下の組織より適切な人選を行う。

b. 原子力規制部

c. 技術基盤グループ

d. 放射線防護グループ

(2) 被規制者

WG の開催の都度、その検討内容を告知した上で、参加を希望する被規制者については、全て参加ができるようにするものとする。

なお、本 WG は、Youtube による中継は行わないが、傍聴は可能とし、WG で使用した資料及び議事録については、原子力規制委員会ホームページに掲載することとする。